

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、人と地球の清潔と健康を使命とし、企業活動を通じて社会に貢献することを経営理念としております。持続的な成長による企業価値の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンスを重要課題と認識し、常に変動する政治環境・経済環境・事業環境に柔軟に対応することを基本方針として、継続的な強化に取組んでおります。

現在は、迅速な意思決定及び業務執行を目的とした執行役員制度の導入に加え、取締役会の監督機能を一層強化させるため、2015年6月からは監査等委員会設置会社に移行いたしました。コーポレート・ガバナンス体制の強化と積極的な情報開示等を通じて、企業としての社会的責任を果たすとともに、企業価値の向上に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

原則1 - 2 (株主総会における権利行使) 補充原則4

当社は、議決権電子行使プラットフォームの利用等の議決権の電子行使を可能とするための環境づくりや招集通知の英訳は現在行っておりません。当該環境整備の重要性は認識しており、今後の株主構成や投資家の要望等を総合的に勘案し、引き続き検討を行う予定です。

原則4 - 10 (任意の仕組みの活用) 補充原則1

経営陣幹部及び取締役の指名・選解任並びに報酬は、社内規程等一定の基準に基づき、経営の監督機能を担っている独立性のある社外取締役も出席する取締役会において決定しております。なお、当社は、独立社外取締役2名を置く監査等委員会設置会社であり、監査等委員会には、業務執行取締役の選解任及び報酬に関する意見陳述権が付与されており、当該権利の適切な運用・行使を通じ、独立社外取締役の適切な関与・助言を得る体制をとっております。

当社は、経営陣幹部及び取締役の指名・報酬等について諮問する任意の委員会を設置しておりませんが、以上のとおり、経営陣幹部及び取締役の指名・報酬については、独立社外取締役の助言・関与の機会を設けており、現行の体制で、これら指名・報酬に関する取締役会の機能の独立性・客観性、説明責任は担保されているものと判断しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

原則1 - 4 (政策保有株式)

1. 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式価値の変動や配当等による利益を得ることを目的とせず、相手方との協議・対話を踏まえ、事業活動の円滑な推進のための取引関係の維持・強化や事業戦略等を総合的に勘案し、中長期的にみて当社グループ全体の企業価値向上に資すると判断する企業の株式を純投資以外の目的である投資株式(「政策保有株式」)として保有しております。

2. 政策保有株式の保有方針並びに取締役会での検証内容及びその結果の概要

(1) 保有方針

当社は、事業活動の円滑な推進のための取引関係の維持・強化や事業戦略等を総合的に勘案し、当該企業の信用力・安全性等や保有の経済合理性等を検証したうえで、中長期的にみて当社グループ全体の企業価値向上に資すると判断する企業の株式を政策保有株式として保有いたします。

(2) 取締役会での検証内容及びその結果の概要

すべての政策保有株式について、毎年定期的に取締役会において、保有目的の適切性や資本効率性・経済合理性等について検証いたします。<2020年1月及び2月に実施した検証内容及びその結果の概要>

2020年1月開催の定時取締役会において、当社が政策保有株式として保有する全上場銘柄について、定量及び定性の観点から銘柄毎にデータを提供し、検討に十分な時間を設けたうえで、2月開催の定時取締役会において、検証資料について詳細な説明を行ったのち、以下のとおり検証を行いました。

定量的な観点からの検証

成長性、収益性及び安全性の観点から複数の指標を設定し、全銘柄について個別に評価を行いました。

定性的な観点からの検証

2019年3月期における各事業本部・各グループ会社の取引実績も踏まえ、当社グループの事業戦略・展開、財務基盤強化等、企業価値向上への寄与度等の観点から保有の意義・効果を検証し、全銘柄について個別に評価を行いました。

総合判定

及び それぞれの評価結果を踏まえ、全銘柄に関し、保有の意義・経済合理性の総合判定を行った結果、2019年12月末日時点で保有しているすべての政策保有銘柄(15銘柄)を継続保有することといたしました。今後、課題があると認識した銘柄については、当社グループの事業戦略上の寄与可能性や相手方との対話を踏まえ、市場環境やその他各種考慮事項を勘案したうえで、継続して保有の適否を検討してまいります。

3. 議決権行使の基準

議決権行使にあたっては、画一的に賛否を判断せず、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであるかどうか、当該企業の経営状況等を定量・定性の両面から検討のうえ、個別に行います。

原則1 - 7 (関連当事者間の取引)

当社は、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会がその必要性、内容の妥当性等を十分検証のうえ承認をした場合のみ実施し、取引後は遅滞なく取締役会に報告することとしております。なお、これらの取引については、監査等委員会監査基準に則り、監査等委員会が監査をしております。また、年に1回、「関連当事者の開示に関する会計基準」及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」に基づき、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のある関連当事者を調査・特定し、当該関連当事者との取引の有無や当該取引の重要性を確認のうえ、開示対象となる取引がある場合は開示を行っております。

原則2 - 6 (企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、社員の安定的な資産形成のため、退職年金制度として企業型確定拠出年金制度を導入しております。

原則3 - 1 (情報開示の充実)

() 当社は、経営理念や経営戦略を、当社ホームページにて開示しております。また、半期ごとの決算説明資料や決算短信、IR活動等を通じて、事業戦略及び経営目標等について具体的な説明をしております。

() 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、当社ホームページ及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書で開示しております。

() 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第60回定時株主総会において年額300百万円以内と決議されており、その範囲内で、経済環境、業界動向及び業績を勘案し、取締役会が報酬総額を決定したうえで、各取締役(監査等委員である取締役を除く)が担当する職務の質及び量に応じて、その報酬額を取締役会の授権を受けた代表取締役社長が決定いたします。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、同じく(2015年6月26日開催の第60回定時株主総会において年額50百万円以内と決議されており、監査等委員である各取締役が担当する職務の質及び量に応じて、その報酬額を監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

また、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬限度額は、2020年6月26日開催の第65回定時株主総会において年額90百万円以内と決議されており、その範囲内で、各取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)の責任と役割を勘案して役位毎に定めた金銭報酬債権の額に応じて、交付する株式数を取締役会において決定いたします。

なお、それぞれの報酬限度額の総額を変更する際には、株主総会にて決議いたします。

執行役員の報酬(譲渡制限付株式報酬を含む)については、社内規程に基づき、業務執行の範囲及び結果等を勘案し、取締役会で決定いたします。

() 経営陣幹部の選解任及び取締役の候補者選出にあたっては、ビジネス・財務・会計・技術や当社事業分野に関する幅広い知識・経験等を有し、当社の取締役としての必要な能力を備えていると認められる人物であるかどうかに加え、取締役会メンバーの持つ能力や経験の相互補完的バランス等も勘案し、監査等委員である取締役の助言等を得たうえで、取締役会において決定しております。

加えて、監査等委員である取締役の選解任、候補者選出にあたっては、当社のコーポレート・ガバナンス向上に資することが期待できること、また、社外取締役にあっては、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしていること等を勘案し、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会において決定しております。

() 取締役候補者の選解任の理由につきましては、株主総会招集通知等を通じ、開示いたします。

原則4 - 1 (取締役会の役割・責務(1)) 補充原則1

当社の取締役会は、経営の意思決定機関として、法令及び定款に定められた事項並びに当社の重要事項等を決定しております。また、経営会議としての会議体である役員会は、業務執行取締役、常勤監査等委員である取締役、執行役員及び主要な子会社の役員にて構成され、会社の業務執行全般について審議・協議・討議し、決裁権限表に基づいた決裁を行います。

なお、取締役をはじめ経営陣それぞれに委ねる範囲については、取締役会規程、組織規程、職務権限規程等において、取締役会、代表取締役、各業務執行取締役及び各部門長の職務権限を明確化しております。

当社は、ガバナンス強化を図るべく、2015年6月に監査等委員会設置会社へ移行いたしました。この機関設計変更と同時に、迅速な経営の意思決定推進の目的のため、取締役会を法令上の専決事項を決議するほか、経営の大所高所の議論を行う場と位置付け、定款及び取締役会規程を変更し、一定の事項については取締役会から代表取締役に委任できるようにしております。

原則4 - 9 (独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社は取締役会において、当社のコーポレート・ガバナンス向上に資することが期待でき、かつ、東京証券取引所の独立性の要件を満たし、取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役候補者として選定しております。

原則4 - 11 (取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件) 補充原則1

当社は、グループでの価値最大化を目指し、多岐にわたる事業を展開しております。このため、取締役の選任にあたっては、会社業務等に精通し、機動性のある業務執行を実行している業務執行取締役と、高度な専門性を有し、幅広い視点による経営に対する助言と監督が期待できる監査等委員である取締役で取締役会を構成すべく、取締役会の多様性と適正規模についても検討したうえで決定しております。また、取締役のうち2名以上を独立社外取締役とすることとし、取締役候補者及び独立社外取締役候補者については、[原則3 - 1]及び[原則4 - 9]の通り選任しております。なお、取締役会メンバーは、各々の能力や経験の相互補完的バランスを考慮し、多様な知見と専門性を備えた構成としております。

原則4 - 11 (取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件) 補充原則2

取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

当社グループ外の兼任については、当社取締役としての業務に支障のないよう合理的な範囲にとどめることとしております。

原則4 - 11 (取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件) 補充原則3

当社は毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を実施し、取締役会の実効性向上につなげることであります。

2020年3月下旬から4月下旬にかけて実施した分析・評価の結果の概要は以下のとおりです。

1. 分析・評価方法

当社の全取締役(監査等委員である取締役を含む)に対し、取締役会の運営、議題、取締役会を支える体制及び取締役会実効性全般に関して選択式及び記述式にてアンケートを実施のうえ、回答結果の内容について取締役会において報告、協議いたしました。

2. 分析・評価の概要

評価結果としては、取締役会資料の内容、議題の選定、審議中の発言のしやすさなどはおおむね適切であるとのものでした。また、前回の取締役会実効性評価の結果を踏まえ、2020年3月期においては、取締役会以外でも議論の場を設け、当社グループの中長期経営戦略に関する集中討議を行った結果、取締役会の議論の充実・活性化を図ることができたとの評価を得ました。

さらには、当社グループの中長期経営戦略の観点から取締役会で議論すべきテーマや、取締役会での議論を一層深化・活性化させていくうえで

の課題等について、取締役の間で認識・共有いたしました。
総合的には、当社取締役会の実効性は確保されていると判断いたしました。

3. 今後の取組み

今回の分析・評価の結果及び認識した課題等を踏まえ、策定した年間スケジュールの通りに、取締役会での一層の議論の充実を促進し、当社取締役会の更なる機能・実効性の向上を図ってまいります。

原則4 - 14 (取締役・監査役のトレーニング) 補充原則2

当社は、取締役(監査等委員である取締役を含む)に対し、その役割・責務を果たすために必要なトレーニングの機会を継続的に提供することを基本方針としております。

業務執行取締役及び執行役員全員を対象とした役員研修会を年1回以上、業務執行取締役及び執行役員に加え、各部門の課長職以上を対象とした研修会を年3回以上開催するほか、監査等委員である取締役も含め、それぞれの立場に合った外部セミナー等にも積極的に参加する機会を設けており、その費用は会社負担としております。

原則5 - 1 (株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、株主や投資家との建設的な対話に向け、代表取締役をトップとして、IR担当部署である経営企画部がIR活動を行っており、半期ごとのアナリスト・機関投資家向け決算説明会のほか、個人投資家及び株主との直接対話を目的としたIRイベントへの出展や地方における会社説明会の実施等を継続的に行っております。

投資家からのIR取材やスモールミーティング等の依頼に対しても、代表取締役及びIR担当部署である経営企画部が、積極的に対応しております。

こうした株主との対話に必要な情報は、IR担当部署である経営企画部を中心に、経理本部及び各事業本部、各関係会社との日常的な連携によって適宜収集できる体制を整えており、また、対話により得られた株主の意見については、経営企画部より代表取締役をはじめとする経営陣及び関連部署へ適宜報告し、社内でも共有しております。

未公表の重要事実の取り扱いについては、金融商品取引法等の関連法令や各種ルールを遵守することはもとより、インサイダー取引防止を目的とした社内規程を整備し、適切な情報管理に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社小野木興産	5,640,978	15.84
株式会社大垣共立銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	1,420,074	3.98
株式会社十六銀行	1,410,528	3.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,406,800	3.95
岐阜信用金庫	1,344,000	3.77
株式会社三菱UFJ銀行	1,339,892	3.76
トーカイ共友会	1,328,076	3.73
小野木 孝二	1,115,924	3.13
株式会社北陸銀行	1,051,490	2.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,010,400	2.83

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
川添 衆	他の会社の出身者													
宇野 裕	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

川添 衆	川添衆氏は、2016年12月までライオン株式会社執行役員、2017年12月までライオンハイジーン株式会社代表取締役社長の役職にあり、弊社と2社との間に取引があります。 取引内容は、弊社工場等にて使用する衣類用洗浄剤、衛生用品等の購入等であり、弊社売上原価に占める2社の取引金額の割合は、2020年3月期において0.3%未満と僅少であります。また、2社の売上高に占める取引金額の割合は、2019年12月期においてライオン株式会社は0.1%未満、ライオンハイジーン株式会社は0.5%未満と僅少であります。これら取引内容、取引規模から意思決定に対し影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	川添衆氏は、ライオン株式会社及びライオンハイジーン株式会社において長く経営の最前線で手腕を発揮されたことから、経営者としての高い見識及び弊社事業領域における豊富な経験を基に経営に対する提言が期待できるものと判断し、社外取締役を選任しております。 また、東京証券取引所が規定する一般株主と利益相反の生じるおそれがある事項に該当せず、高い独立性を有し、一般投資家保護の観点から期待される経営陣から独立した監視を遂行できるものと判断し、独立役員に指定しております。
宇野 裕		宇野裕氏は、弊社事業の中心である健康生活分野において幅広い見識を有しておられ、また、長年にわたり厚生労働省に務められた経験に基づき、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点での経営に対する提言が期待できることから、社外取締役を選任しております。 また、東京証券取引所が規定する一般株主と利益相反の生じるおそれがある事項に該当せず、高い独立性を有し、一般投資家保護の観点から期待される経営陣から独立した監視を遂行できるものと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置しております。

監査等委員会の補助者は、監査等委員会の指揮命令に服し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び当該従業員の属する組織の上長の指揮命令系統から外れております。監査等委員会の補助者が、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び当該従業員の上長からの指揮命令を受けないことを社内規程に明記するなど、当該従業員の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び監査等委員会の職務補助に係る指示の実効性の確保に努めております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会及び当社グループの内部監査を所管する内部監査室は、年間計画、監査結果等の定期的打ち合わせを行い、連携を高めることとしております。また、監査等委員会はコンプライアンス体制、リスク管理体制及び社内規程の内容とそれらの運用状況等について、常勤の監査等委員である取締役の往査の結果や内部監査室と月例報告会における意見・情報交換等の連携を通じて、組織的な監査を実施しております。会計監査については、会計監査人から監査計画及び監査実施状況の報告を受けております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く)に対して、年次の短期業績連動報酬としての「賞与」及び中長期インセンティブ報酬としての「譲渡制限付株式報酬」を支給いたします。

なお、「賞与」にかかる指標、当該指標を選択した理由及び額の決定方法等並びに「譲渡制限付株式報酬」の内容については、後述の「[取締役報酬関係]の報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

該当項目に関する補足説明 **更新**

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

基本報酬総額、賞与総額、退職慰労金総額及びそれらの合計金額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員報酬制度をコーポレート・ガバナンスにおける重要事項と位置付け、取締役報酬の基本方針を以下のとおり定めております。

1. 持続的な業績及び企業価値向上の動機付けにつながるものであること
2. 優秀な人材を確保・登用できる水準と設計であること
3. 株主をはじめとしたステークホルダーにとって、客観性や合理性のある設計であること

本基本方針に基づき、当社の取締役報酬(監査等委員である取締役を除く)は、固定報酬としての「基本報酬」、年次の短期業績連動報酬としての「賞与」、中長期インセンティブ報酬としての「譲渡制限付株式報酬」及び退任時に支給する「退職慰労金」により構成し、また、監査等委員である取締役の報酬は、「基本報酬」のみで構成しております。

固定報酬としての「基本報酬」は、取締役(監査等委員である取締役を除く)の所管業務、連結経営に対する貢献及び責任等を勘案し、役位毎に定めた基準に基づき決定いたします。

年次の短期業績連動報酬としての「賞与」は、役位毎に定めた当該事業年度の業績に関する指標を基に、定性的な個人評価を加味した上で、決定いたします。具体的には、役位別基本支給額(賞与基準額に役位別係数を乗じた額)を、役位毎に設定した比率により、当該事業年度におけるa)連結売上高、b)連結当期純利益、c)部門業績(売上高・営業利益)及びd)個人評価の各項目を按分の上、算出いたします。なお、a)乃至c)は、当社の業績及び企業価値の向上並びに株主及び投資家の皆様との価値共有の観点から、指標として採用しております。

中長期インセンティブ報酬としての「譲渡制限付株式報酬」は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としており、その責任と役割を勘案して役位毎に定めた金銭報酬債権の額に応じ、当社株式を交付いたします。

当社では、業績連動報酬と固定報酬の支給割合の決定方針は定めておりませんが、役員報酬制度が当社の持続的な企業価値向上や成長に寄与するものとして機能するよう、今後も引き続き、定期的な見直しを行ってまいります。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第60回定時株主総会において年額300百万円以内と決議されており、その範囲内で、経済環境、業界動向及び業績を勘案し、取締役会が報酬総額を決定したうえで、各取締役(監査等委員である取締役を除く)が担当する職務の質及び量に応じて、その報酬額を取締役会の授権を受けた代表取締役社長が決定いたします。

また、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬限度額は、2020年6月26日開催の第65回定時株主総会において年額90百万円以内と決議されており、その範囲内で、各取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)の責任と役割を勘案して役位毎に定めた金銭報酬債権の額に応じ、交付する株式数を取締役会において決定いたします。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第60回定時株主総会において年額50百万円以内と決議されており、監査等委員である各取締役が担当する職務の質及び量に応じて、その報酬額を監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

【社外取締役のサポート体制】更新

社外取締役の業務をサポートする機関として監査等委員会事務局を設置しております。
取締役会及び監査等委員会開催にあたっては、事前に資料を配布し、取締役会及び監査等委員会の各事務局又は担当部署が説明を行うなどして、必要な情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

1. コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は2015年6月26日開催の第60回定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役で構成される取締役会を、原則として月1回、また必要に応じ臨時に開催し、経営上の重要事項に関する意思決定及び業務執行状況の監督を行っております。
また、社外取締役2名を含む監査等委員である取締役3名が構成員となる監査等委員会を、原則として月1回、必要に応じ臨時に開催し、監査・監督等を担う機関として必要事項の審議・報告等を行っております。第65期においては、すべての監査等委員である取締役が、同期に開催されたすべての監査等委員会に出席しております。
さらに、当社は、迅速な意思決定及び業務執行を目的として執行役員制度を導入しており、取締役(監査等委員である取締役を除く)、常勤の監査等委員である取締役、当社執行役員及び主要な子会社の役員で構成される役員会を、原則として月2回開催し、経営業務執行全般について審議・協議・討議し、必要な決裁を行っております。
この他、各部門の責任者が集まり業務報告・協議を行う幹部会を年3回以上開催しております。

2. 監査等委員会監査の状況

当社は、監査等委員会設置会社であり、2名の社外取締役を含む3名の監査等委員である取締役が年間の監査計画に基づき、監査等委員会監査を行っております。監査等委員である取締役のうち、常勤の監査等委員である取締役堀江範人は、長年経営幹部として当社及び子会社の経営に携わり、経理本部長も務めたこと等から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
当社グループにおける監査等委員会監査は、法令又は定款もしくは「監査等委員会規程」に定める事項のほか、「監査等委員会監査等基準」及び「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」に則り実施し、企業集団の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える企業統治体制の確立に資することを目的としております。
常勤の監査等委員である取締役は、各種重要会議への出席、保存文書・情報の閲覧、代表取締役・取締役(子会社を含む)・執行役員及び子会社の監査役との面談、各事業部・各子会社の往査等、積極的な情報収集・意見交換を通じて効果的な職務執行確保に努めており、その内容は、社外取締役にも適時共有をしております。さらには、独立した客観的な立場に基づく情報・認識共有を行うため、監査等委員である社外取締役のみな構成員とする会合を開催しております。
当事業年度は、監査等委員会が14回開催され、法定事項のほか、当社グループ全体の監査・ガバナンス等に関する重要事項につき審議・協議・決定するとともに必要な情報交換を行いました。主な検討事項としては、内部統制システムの整備・運用状況、重点監査項目、会計監査人監査の相当性、コンプライアンス事案の検証であり、必要に応じ担当役員・担当部門に対し、指摘・助言を行いました。

3. 内部監査の状況

当社では、内部監査室に所属する7名が年間の内部監査計画に基づく内部監査を当社「内部監査規程」に則り実施し、その結果を都度、代表取締役報告しております。
当社グループにおける内部監査は、当社及び子会社が定める「内部監査規程」に基づき、各部門における業務執行が諸法令、定款及び社内規程、基準に準拠し、業務の適正化と不正過誤の防止及び社内コンプライアンス体制の確立に資することを目的としております。
重要性の高いたんぼ薬局株式会社、株式会社トーカイ(四国)につきましては自社内に監査室を設置しており、その監査結果について当社の内部監査室が監査を行っております。その他の監査室が設置されていない子会社につきましては、当社内部監査室が直接監査を担当しております。各子会社の監査結果につきましては、各社代表取締役及び当社代表取締役へ報告がなされております。

4. 会計監査の状況

会計監査人である有限責任監査法人トーマツからは定期的に会計監査を受けており、その厳正なる会計監査はアカウントビリティの向上に資するものと考えております。当社第65期の会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任監査法人トーマツ所属の鈴木晴久及び伊藤達治の両氏であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、監査業務にかかる補助者は18名であり、うち5名が公認会計士であります。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役(監査等委員である取締役を除く)のほか、常勤の監査等委員である取締役1名及び社外取締役の資格要件を満たす監査等委員である取締役2名を監査等委員に選任し、取締役会及び監査等委員会を定期的に開催しております。
取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るこの監査等委員会設置会社という機関設計の下で、取締役会及び監査等委員会がそれぞれの機能を十分に発揮し、透明性及び機動性の高い経営の実現を図ることが、株主を始めとする各種ステークホルダーの期待に沿うものと考えております。
また、広くグループ内から多様な意見・情報を収集する場である役員会や幹部会を定期的に開催し、当社グループ全体のガバナンス向上に努めております。

当社は、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役(監査等委員である取締役を除く)のほか、常勤の監査等委員である取締役1名及び社外取締役の資格要件を満たす監査等委員である取締役2名を監査等委員に選任し、取締役会及び監査等委員会を定期的に開催しております。
取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るこの監査等委員会設置会社という機関設計の下で、取締役会及び監査等委員会がそれぞれの機能を十分に発揮し、透明性及び機動性の高い経営の実現を図ることが、株主を始めとする各種ステークホルダーの期待に沿うものと考えております。
また、広くグループ内から多様な意見・情報を収集する場である役員会や幹部会を定期的に開催し、当社グループ全体のガバナンス向上に努めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、情報提供の方針を「ディスクロージャーポリシー」に定め、当社ホームページにて公表しております。 (URL) https://www.tokai-corp.com/finance/irpolicy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役社長又はIR担当部門の責任者による会社説明会を年数回開催することを基本方針としております。このほか、IR担当部門によるIRセミナーや、例年出展するIRイベントの場において、ミニプレゼン等を実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに、年2回代表取締役社長による決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内に、投資家向けの専用ページを開設し、決算短信、有価証券報告書、電子公告、決算説明会資料及び適時開示資料を掲載しております。 (URL) https://www.tokai-corp.com/finance/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署である総務・企画本部経営企画部の4名がIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「トーカイ憲章」及び「行動規範」の中で、顧客満足を優先する経営や社会人としての倫理観、法令遵守など、ステークホルダーの立場を尊重する姿勢を明確に示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動として、環境配慮型商品の開発や工場のCO2排出削減に努めております。また、CSR活動として各種寄付活動や積極的な障害者雇用などを実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、情報提供の方針を「ディスクロージャーポリシー」に定め、当社ホームページにて公表しております。 (URL) https://www.tokai-corp.com/finance/irpolicy.html

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムを以下のとおり整備しております。

当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役及び従業員は、法令遵守・企業倫理の徹底を目的に制定された「トーカイグループ コンプライアンスマニュアル」に従う。当社グループの取締役及び従業員は、コンプライアンス意識の向上に向けた研修、教育等を通じ、高い企業倫理を身につけるよう努めるほか、法令及び定款に適合するように整備された社内規程や組織に基づき職務執行を行う。

当社グループの取締役及び従業員の職務執行状況のモニタリングについては、独立した内部監査部門が監査等委員会等との連携を図り当社グループ全体の監査を実施する。

また、当社グループは、従業員が直接情報提供を行うための内部通報制度を整備し、適切な対応をとる。その際当社グループは、通報内容を守秘し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループの取締役の職務執行に係る情報は、法令及び文書取扱規程等に基づき、適切に保存及び管理する。

当社及び当社子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社グループの取締役及び従業員は、リスク管理のために、リスク管理基本規程を整備し、経営を取り巻く各種リスクを抽出・分析し、重点管理項目を設定・検証する。これらのリスクの管理の対応にあたって、グループ横断のリスク管理と情報共有のための委員会を設置し、リスク発生の未然防止に努める。損失の危機が顕在化した際には、迅速に対応するための組織を設置し、被害の拡大を防止する。

また、当社は、監査等委員会及び内部監査部門において、定期的に内部監査を行い、損失の危機の発生を防止し、リスク管理体制をチェックする。

当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、事業の内容に応じて、事業本部制、子会社制を導入し、各事業の状況に応じた確で迅速な意思決定を促進する。

また、当社では執行役員制度を導入し、業務執行の迅速化及び責任体制の明確化を図るほか、取締役、執行役員及び重要な子会社の代表取締役で構成する役員会を、原則として月2回開催し、迅速な意思決定と業務の効率性を確保する。

当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ共通の経営理念として、「トーカイ憲章」を制定し、当社グループの健全な内部統制環境の醸成を図る。

当社グループは、関係会社管理規程を整備し、グループにおける報告管理体制を整備するとともに、重要な子会社の代表取締役と、子会社各社に配置される親会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は執行役員に対し、業務の適正を確保するうえで必要なコンプライアンス遵守とリスク管理体制についての権限と責任を与え、当社の監査等委員会及び内部監査部門がこれを補佐する。一定の役職者以上で構成されるグループ全体会議を定期的に開催し、報告・協議の体制を整備することで企業集団における業務の適正を確保する。

当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、経営の重要な事項に関しては、社内規程に基づき、当社の事前承認又は当社への報告を求めるとともに、当社の事業管理関連部門等が子会社から事業計画等の報告を定期的に受け、業務の適正性を確認する。

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助するために、監査等委員会事務局を設置する。

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の補助者は、監査等委員会の指揮命令に服し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び当該従業員の属する組織の上長の指揮命令系統から外れる。監査等委員会の補助者が、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び当該従業員の上長からの指揮命令を受けないことを社内規程に明記するなど、当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の職務補助に係る指示の実効性の確保に努める。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

当社グループの取締役（当社の取締役については、監査等委員である取締役を除く。）及び従業員並びに当社子会社の監査役は、当社監査等委員会が選定した監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。また、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実について発見した場合には、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行う。

監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に関し、独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を当該監査等委員のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、その費用を負担する。

当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、必要な予算措置を講じるものとする。

その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、により保管する情報を、必要に応じ、閲覧できる。また、監査等委員は、必要に応じ、役員会及び事業部会議等の重要な会議に同席でき、意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

監査等委員会は、内部監査部門の責任者から、監査の実施状況及び業務遂行の報告を受けることができる。また、管理部門担当取締役及び会計監査人から、当社グループの状況について定期的に報告を受ける。

財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保する体制の整備と運用に関する基本的な事項を規定した「財務報告に係る内部統制に関する基本方針(内部統制基本方針)」に基づき、内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの整備・運用を行う。また、当社グループは、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、企業の社会的責任及び企業防衛の観点から毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針としております。

2. 整備状況

「トーカイグループ コンプライアンスマニュアル」において、行動規範として反社会的な活動や勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを宣言するとともに、「反社会的勢力対応規程」等を制定し、反社会的勢力への対応についての教育訓練を実施しております。また、平素より、全国暴力追放運動推進センター、警察当局等の関係機関、担当弁護士との緊密な連携関係を構築しながら、安全確保を最優先に、総務部を中心に組織的な対応を行い、反社会的勢力との関係を遮断するための取組と社内体制を築いております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

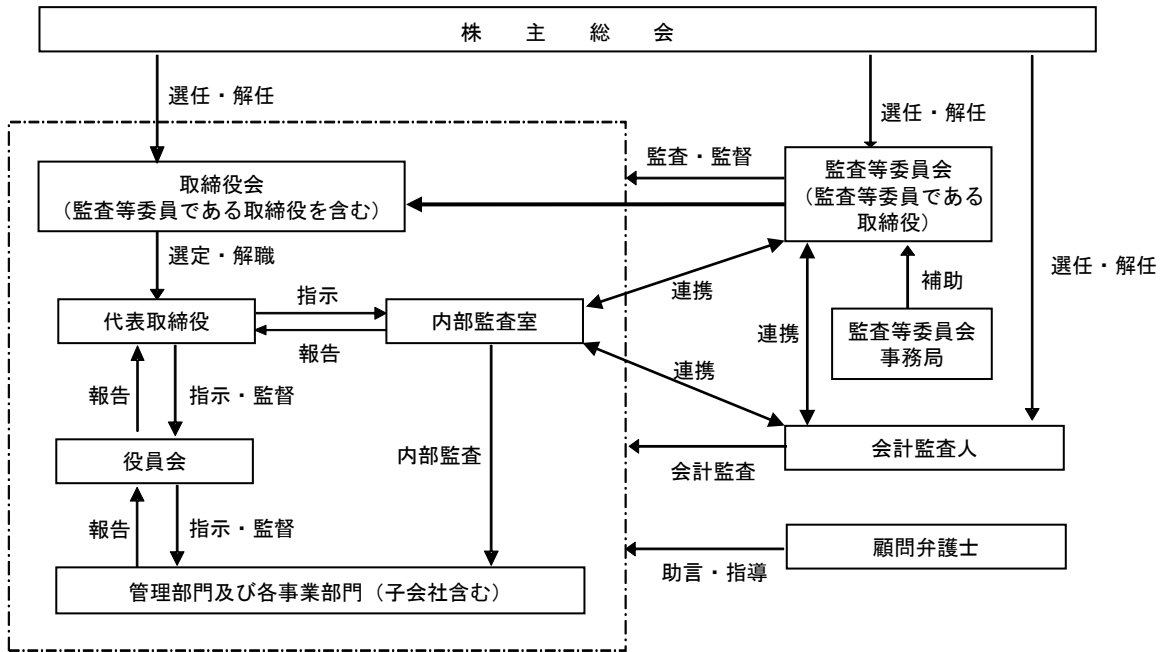
買収防衛策の導入の有無

なし

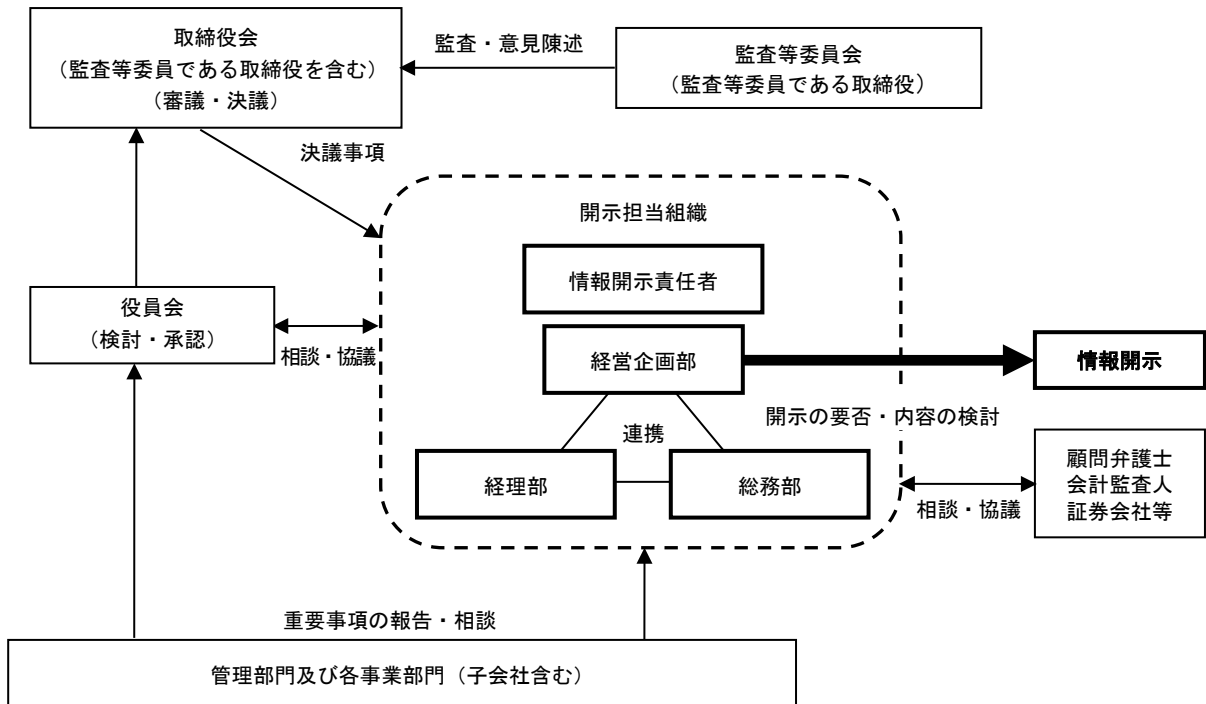
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】



以上